別紙４

特定販売に関する事項

特定販売を行う際に使用する通信手段	□カタログ　□ダイレクトメール　□折込チラシ　□雑誌広告 □インターネット　□アプリケーションソフト　□電話 □その他（　　）
特定販売を行う医薬品の区分	□要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。） □薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。） □第一類医薬品　□指定第二類医薬品 □第二類医薬品　□第三類医薬品 （□指定濫用防止医薬品）
要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）又は指定濫用防止医薬品の特定販売を行う際に使用する映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法	□ビデオ通話（汎用ソフトウェア・アプリケーションを用いるもの） ソフトウェア・アプリケーション名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □ビデオ通話（自ら開発又は委託開発による専用ソフトウェア・アプリケーションを用いるもの）
特定販売の広告に薬局（店舗）の名称と異なる名称を表示 ＊複数ある場合は全て記載	□無　・　□有 ※有の場合は、その名称を記載してください。
主たるホームページアドレス ＊複数ある場合は全て記載 ＊ホームページの構成の概要を示した書類を添付する	パスワード　□無　・　□有 （ID　　ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞ　　）
特定販売のみを行う時間	□無　・　□有 ※有の場合は、適切な監督に必要な設備に該当するものに、レ点をつけること。 画像又は映像を撮影・電送する設備 □テレビ電話 □デジタルカメラ □電子メールで送信するためのパソコン、インターネット回線等 □現状についてリアルタイムでやりとりできる電話機・電話回線 □その他（　　）

＊　該当する項目について、□にレ点をつける等して分かるよう記載すること

注１　ホームページを開設せず、アプリケーションソフト等を利用して特定販売を行う場合には、当該ソフト等の入手方法等に関する資料を添付すること。

注２　主たるホームページのアドレスは、「トップページ」や「メインページ」のアドレスを記載すること。複数のホームページを開設している場合は、それら全てのホームページアドレスを記載する。なお、全てのホームページへのリンクをまとめたホームページのアドレスでも可。

注３　特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告する場合は、主たるホームページの構成の概要を示した書類（下記参照）を添付すること。

　複数のホームページを開設している場合は、それらの全てについて関連する書類を添付すること。

注４　カタログ等を用いて特定販売を行う場合は、注３と同様にその概要が分かる資料を添付すること。

注５　要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）又は指定濫用防止医薬品の特定販売を行う場合は、使用するビデオ通話システムに関し、オンライン服薬指導に係る情報の漏えい等の危険に関する事項が分かる資料を添付すること。

【ホームページの構成の概要を示した書類】
以下の内容が分かる書類（表示例等）を添付すること。
・ホームページのトップページ
・医薬品の表示内容（個別の販売ページ、販売する医薬品一覧、検索結果等）
・薬局（店舗）の管理及び運営に関する事項
・要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項
・薬局（店舗）の主要な外観の写真
・薬局製造販売医薬品、要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）又は一般用医薬品の陳列の状況を示す写真
・現在勤務している薬剤師又は登録販売者の別及びその氏名
・開店時間と特定販売を行う時間が異なる場合にあっては、その開店時間及び特定販売を行う時間
・特定販売を行う薬局製造販売医薬品、要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）又は一般用医薬品の使用期限